

# 低炭素社会の実現に貢献する神奈川県独自の税制に関する 検討結果報告書（概要）

## 1 低炭素社会の実現に向けた取組強化の必要性、現状及び課題

### (1) 低炭素社会の実現に向けた取組強化の必要性

我が国は、低炭素社会の実現に向け、2008年からの5年間で温室効果ガスについて、基準年対比で6%削減を約束し、また、2050年までの長期目標としては現状から60～80%の削減を行うこととしており、そのための取組みを強化しなければならない。

### (2) 我が国における二酸化炭素排出の現状及び課題

我が国の温室効果ガスの総排出量（2007年度速報値）は、基準年対比で8.7%増となっており、京都議定書で定められた第一約束期間での削減目標である6%減を達成するためには、森林吸収源対策の3.8%、京都メカニズムでの1.6%の削減を見込んだとしても、なお、9.3%の削減が必要。

### (3) 神奈川県における二酸化炭素排出の現状及び課題

神奈川県の温室効果ガスの排出量（2006年速報値）は、基準年対比で4.4%増加し、二酸化炭素では産業部門からの排出が全体の45.6%を占める構造となっている。また、民生・業務部門と民生・家庭部門の伸びも高くなっている。

### (4) 二酸化炭素削減のために必要な取組み

京都議定書や中長期の削減目標を達成するためには、自主的手法や規制的手法はもとより、排出量取引制度や環境税（炭素税）などの経済的手法を可能な限り駆使していくことが必要。

## 2 低炭素社会の実現に貢献する税制のあり方

### (1) 低炭素社会の実現に貢献する税制の基本的考え方

低炭素社会の実現に貢献する税制を活用する手法としては、次の二つが考えられる。

ア 二酸化炭素の排出削減そのものを目的とし、排出量に応じて税負担を求めることにより、化石燃料の消費・使用を削減・抑制する税制で、環境税（炭素税）がこれに当たる。

イ 各種の税制において本来の目的の達成を図りつつ、二酸化炭素の排出削減・抑制を副次的な目的として組み込むもので、二酸化炭素を多く排出する者により多くの税負担を求めたり、排出が少ない者の税負担を軽減する手法。

### (2) 環境税（炭素税）の導入

我が国では、ガソリンなど自動車燃料に対する課税は、他の化石燃料に対する課税と比較し高い水準にあるものの、ヨーロッパ諸国と比較するとむしろ低い状況にあり、自動車燃料以外の化石燃料に至ってはさらに低い水準にある。

我が国において、二酸化炭素の排出削減を進めていくためには、国において早急に環境税（炭素税）を導入するなど、二酸化炭素の排出量に応じて負担を求める税制を導入することにより、その負担水準を引き上げることが必要。

### 3 神奈川県における低炭素社会の実現に貢献する税制の構築

#### (1) 神奈川県が独自に「炭素税」を導入する意義

##### ア 地域の課題への対応

神奈川県が二酸化炭素の排出削減・抑制を目指す独自の税制を構築することは、県内の二酸化炭素の排出量削減・抑制効果、及び低炭素社会の実現に向けた取組みの財源としての意義が期待できる。

##### イ 流通や産業への影響への対応

神奈川県に限り適用される炭素税を導入しようとする場合、自動車燃料や灯油に課税した場合の流通への影響や、企業が中長期的に県外に流出するなどの影響が懸念されるため、税負担を抑えざるを得ないが、税負担が小さくとも、効果的な税制を構築することにより、一定のインセンティブが期待できるなど、低炭素社会の実現に貢献する税制を構築することは可能と考える。

##### ウ 税収目的の位置付け

炭素税の目的は二酸化炭素の排出削減・抑制だけでなく、財政需要を賄う役割も果たすことになる。その税収については、企業への減税を行うための財源や、広く県民サービスに活用していくための一般財源、また、地球温暖化対策の財源に活用することなどが考えられる。

##### エ フロントランナーとしての意義

環境税（炭素税）は国レベルで導入されるべきであるが、国において導入されるまでの間の措置として、神奈川県が独自に導入することは、低炭素社会に向けた取組みを促進させるため、さらには、国における導入議論を促進させる意味で、フロントランナーとしての意義がある。

##### オ 地方税として環境税（炭素税）を導入した場合のメリット

地方団体が課税する場合、二酸化炭素排出の抑制効果が高いと考えられる最終消費段階での課税が可能であり、また、基礎控除方式を導入することにより担税力に配慮した仕組みを講じることも可能である。こうしたメリットがあることから、全国一律の導入に向けては、地方税として導入することについても議論を深めるべきである。

#### (2) 独自税制構築上の考え方等の整理

##### ア 化石燃料からの二酸化炭素の排出に対する課税

神奈川県が独自に導入する炭素税は、化石燃料からの二酸化炭素の排出に対して網羅的に課税する仕組みを構築することが望ましく、税率水準は流通への影響等を勘案すると、できるだけ低い水準で設定することが望ましいが、少なくとも二酸化炭素の排出削減・抑制効果が期待できる水準が必要。

家計に課税する場合、電気やガスのように生活必需品的な消費に対しても課税することになり、低所得者ほど負担の割合が重くなる逆進性の問題が生じる可能性があり、その緩和のために、軽減税率や基礎控除方式の導入を検討することが適当。

##### イ 既存の化石燃料に対する課税との調整

神奈川県が独自に炭素税を導入する場合、地方税法上の法定外税によることが想定され、総務大臣の同意が必要となる。炭素税が既存税である揮発油税や軽油引取

税などとの関係において、不同意要件に該当しないよう、化石燃料のうち、揮発油税や軽油引取税が一定の水準で課税されている自動車燃料に対しては、課税対象外とすることも検討課題。

#### ウ 既存の地方税の見直し

法定外税の創設以外に、超過課税や不均一課税など地方団体の課税自主権を活用して、既存税制の中に、二酸化炭素の排出が多い者に対してより多くの税負担を求め、二酸化炭素の排出を削減・抑制した者への税負担を軽減する仕組みを組み込むことも合わせて検討することが必要。

### (3) 低炭素社会の実現に貢献する税制の具体案

#### ア 神奈川県独自の炭素税案

神奈川県独自の炭素税案としては、化石燃料からの二酸化炭素の排出に対して、排出量に応じて網羅的に新税を課税する案と、自動車燃料用のガソリン・軽油・LPガス及びジェット燃料を除く案の二つが考えられる。(別表1)

#### イ 既存税制の見直し

- ・ 既存税制の見直しによる手法としては、法人事業税について、全ての法人に対し超過課税を行った上で、二酸化炭素の排出量が一定未満の法人で、かつ、二酸化炭素の排出削減努力をしている法人に対しては、不均一課税で軽減することが考えられる。(別表2)
- ・ その他に、二酸化炭素の排出源の一つである自動車へ課税される自動車税や自動車取得税、地球温暖化対策に資する設備を備えた事業所や住宅の取得に対して課税される不動産取得税などが考えられる。

別表 1

神奈川県独自の炭素税案

区 分	案の 1	案の 2
名 称	かながわ地球環境税（仮称）	
概 要	化石燃料からの二酸化炭素の排出に対して、排出量に応じて網羅的に新税を課税	
課税客体 課税方法	<p>1 ガソリン・軽油・LPガス（自動車燃料用）、灯油 課税客体：県内における購入等 課税方法：販売業者による特別徴収等</p> <p>2 電気、都市ガス、LPガス（自動車燃料以外） 課税客体：県内における使用 課税方法：電気・ガス事業者等による特別徴収</p> <p>3 重油、石炭、天然ガス、ジェット燃料、ガソリン・軽油（自動車燃料以外） 課税客体：県内における使用等（2の特別徴収義務者が発電・都市ガス製造に使用等した場合は除く。） 課税方法：一定規模以上の使用等をする事業者による申告納付</p>	<p>1 灯油 課税客体：県内における購入等 課税方法：販売業者による特別徴収等</p> <p>2 電気、都市ガス、LPガス（自動車燃料以外） 課税客体：県内における使用 課税方法：電気・ガス事業者等による特別徴収</p> <p>3 重油、石炭、天然ガス、ガソリン・軽油（自動車燃料用以外） 課税客体：県内における使用等（2の特別徴収義務者が発電・都市ガス製造に使用等した場合は除く。） 課税方法：一定規模以上の使用等をする事業者による申告納付</p>
税 率	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね1,600～2,400円／炭素トン</li> <li>1の灯油については税率を2分の1とする。</li> </ul> <p>〔ガソリン1.01～1.52円/ℓ、灯油0.54～0.81円/ℓ、軽油1.14～1.71円/ℓ、C重油1.30～1.95円/ℓ、都市ガス0.91～1.36円/m<sup>3</sup>、LPガス2.72～4.07円/m<sup>3</sup>、電気0.24～0.36円/kwh、石炭1.05～1.58円/kgなど〕</p>	
税収等 (概算)	<ul style="list-style-type: none"> <li>税収額 220～340億円／年</li> <li>家計の負担 1,500～2,200円／年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税収額 160～250億円／年</li> <li>家計の負担 1,000～1,600円／年</li> </ul>
基礎控除、 非課税等 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気、都市ガス、LPガス（自動車燃料以外）については基礎控除制度を設ける。</li> <li>3のうち鉄鋼の還元用石炭は非課税とする。</li> </ul> <p>〔家計調査における年間収入五分位階級Ⅰ（年収268万円以下）の世帯における平均使用量の半分は負担しないものとして設定した場合の額〕</p>	

## 法人事業税の見直し案

区 分	内 容
法 人 事 業 税 の 性 格 等	<p>○ 法人事業税は、法人が行政サービスから受ける受益に対して、事業活動の規模に応じて税負担するという性格を持っている。</p> <p>○ 都道府県が提供する行政サービスは様々であり、また、法人事業税は用途を特定しない普通税として位置付けられていることから、特定の行政サービスに対する負担という性格はない。しかし、超過課税を行う場合は、超過課税により得た税収を特定の行政サービスの費用に活用している。</p>
基 本 的 な 考 え 方	<p>○ 法人は、事業活動を行うことに伴い、程度の差はあれ、化石燃料を起源とする二酸化炭素を排出しており、また、県が講ずる地球温暖化対策などの行政サービスを受けていることから、事業活動に対して負担を求める事業税（特に、事業活動の規模をよりの確に示す外形標準課税部分）について、二酸化炭素の排出量や環境への取組みに着目した仕組みを組み込む。</p>
基 本 的 な 仕 組 み	<p>○ すべての法人（※1）について、超過課税を行った上で、二酸化炭素の排出量が一定未満の法人（※2）で、かつ、一定の二酸化炭素排出の削減努力をしていることが客観的に明らかな法人（※3）は、不均一課税により軽減税率（※4）を適用する。</p> <p>※1 外形標準課税に限り導入するのであれば、外形標準課税の対象法人（資本金が1億円を超える法人）</p> <p>※2 例えば、エネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500キロリットル未満などが考えられる。</p> <p>※3 エネルギー効率の向上、原油換算エネルギー使用量の減少など、段階的に、自主的な地球温暖化対策のための計画書を作成、公表し、その実績を検証する等の取組みを行うことを要件とすることも検討課題。</p> <p>※4 軽減税率は、原則として、この超過課税による税率の引上げ前の税率とする。</p>